

告 示

埼玉県監査委員告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
保健医療部	保健医療政策課	平成27年10月9日 (第2738号)	<p>平成26年度の産業廃棄物等の収集・運搬及び処理業務委託契約について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成26年度の「旧衛生研究所跡地に係る産業廃棄物等の収集・運搬業務委託」（10,825,920円）及び「旧衛生研究所深谷支所跡地に係る産業廃棄物等の収集・運搬業務委託」（1,998,000円）の一般競争入札について、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者としなかった。</p> <p>2 「旧衛生研究所跡地に係る産業廃棄物の処分業務委託」及び「旧衛生研究所深谷支所跡地に係る産業廃棄物の処分業務委託」を、入札又は見積合わせを行わず、一者随意契約した。</p>	<p>1 一般競争入札における落札者の決定方法について、課内研修を実施し、課員全員が再確認し周知徹底を図った。</p> <p>2 一者随意契約によることができるとして、課内研修を実施し、課員全員が再確認し周知徹底を図った。</p> <p>今回のような入札・契約を行う際は、担当ラインだけでなく、事前に総務担当にも相談して内容を確認し、合議をすることとし、課内におけるチェック体制を整えた。</p> <p>また、入札課や出納総務課、産業廃棄物指導課等の実施する研修に積極的に参加して知識の向上・保持に努めていくとともに、入札・契約にあたっては、上記の関係各課と綿密に協議して法令や財務規則等に則った事務を行っていくことを課内に徹底した。</p>

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
企業局	総務課	平成27年10月9日 (第2738号)	<p>平成26年度の支出事務等について、次のとおり不適切な処理が行われていた。</p> <p>1 会議室借上げに係る賃借料7件について、契約による支払期限内、又は「請求された日から15日以内」に支払わなければならないところ、事務処理の放置や私費による支払の結果、当該期限からいずれも3か月から9か月支払が遅延した。</p> <p>2 外国において支払をする経費の資金前渡2件に係る前渡資金精算書を帰庁後5日までに作成しなければならないところ、それぞれ27日後及び43日後に作成し、また精算による残金を直ちに戻入しなければならないところ戻入せず、精算事務が遅延した。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、それぞれ以下のとおり行った。</p> <p>1 支払事務については、支払スケジュール表を作成し、例月予算の執行状況を確認するようにした。また、事務が遅延しないように支払事務集中タイムを導入した。</p> <p>2 資金前渡については、精算完了までの進捗管理を確実にを行うためチェックシートを作成し、チェック機能を強化した。</p>